

令和3年第4回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和3年12月13日（月曜日）午前10時23分～午前11時15分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

議案第152号 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
（青森市森林博物館）

議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について
（青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家）

請願第18号 学校給食に関する請願

請願第20号 青森市男女共同参画プラザ「カダール」へWi-Fi設備の設置を求める請願

請願第21号 青森市文化会館「リンクステーションホール青森」へWi-Fi設備の設置を求める請願

請願第22号 青森市民ホール「リンクモア平安閣市民ホール」へWi-Fi設備の設置を求める請願

4 報告事項

（1）第80回国民スポーツ大会について

（2）「令和4年青森市中央卸売市場等初せり式」の開催について

（3）令和2年度・令和3年度青森市成人式について

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	長谷川章悦
副委員長	橋本尚美	委員	舘山善也
委員	蛭名和子	委員	花田明仁
委員	山本治男	委員	奈良岡隆
委員	天内慎也		

○欠席委員

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農業委員会事務局長	加藤文男
市民部長	加福理美子	市民部次長	白坂孝志
経済部長	百田満	経済部次長	奈良英文

經濟部理事 橫 內 信 満
農林水産部長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 小 野 正 貴

農林水産部次長 小笠原 訓 史
教育委員会事務局教育次長 大久保 綾 子
教育委員会事務局参事 葛 西 俊 一
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪 口 茂 樹
議事調査課主幹 吹 田 匠

議事調査課主事 高 木 涉

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 3 件及び請願 4 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 152 号「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 152 号青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例の改正概要をまとめた資料を御覧ください。

まず、1 の提案理由についてであります。本議案は、青森市立大栄小学校の通学区域再編に基づく条例改正であり、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保するため、令和 4 年 4 月 1 日から青森市立大栄小学校を青森市立浪岡北小学校へ統合することに伴い、小学校の設置及び管理について必要な事項を定める青森市立小学校条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、2 の改正内容についてであります。新旧対照表のとおり、改正箇所として下線を付しております本条例別表中の青森市立大栄小学校の名称及び位置を削除するものであります。

最後に、3 の施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

以上、議案第 152 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**中村美津緒委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中村美津緒委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中村美津緒委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 157 号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 157 号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第 157 号の説明に先立ちまして、本定例会に議案を提出しております

公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、本議会の御議決を経て実施することになっております。

このたび、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、指定管理者の候補者が決定いたしましたことから、当該条例に基づき、指定に係る議案を提出するものであります。

資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものであります。

初めに、このたびの指定管理者の募集につきましては、令和3年8月2日から令和3年9月7日まで指定管理者募集要項を配布し、令和3年8月31日から令和3年9月7日まで申請書を受付いたしました。

指定管理者候補者の選定につきましては、企画部次長を委員長とする各部署の次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者で組織する指定管理者選定評価委員会におきまして、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画等の選定項目について、点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

次に、指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

教育委員会事務局が所管する施設といたしましては、No. 1の青森市森林博物館、市民部が所管する施設といたしましては、No. 2の青森市男女共同参画プラザ及びNo. 3の青森市働く女性の家となっております。

いずれの施設におきましても公募とし、このうち複数の施設を同一の指定管理者が一括管理する施設は、No. 2の青森市男女共同参画プラザ及びNo. 3の青森市働く女性の家となっております。

また、いずれの施設におきましても応募者数は1者となっており、指定管理者候補者につきましては、指定管理者選定評価委員会において審査を実施した結果、現在の指定管理者が選定されております。

それでは、議案第157号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市森林博物館）」について御説明いたします。

資料「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

初めに、「1 対象施設」につきましては、青森市森林博物館であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の1ページから2ページにかけての表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点

を設けており、大きく5つの項目に分類しますと、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は50点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は30点としており、5項目の合計で165点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1—d. 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」を0点、その間に「よい」、「普通」、「やや不十分」、「不十分」の場合を示しており、各選定評価委員会委員が応募団体からの提案内容について項目ごとに点数評価しております。

また、「1—d. 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近の3事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況によって、表に記載のと通りの点数評価としており、一度でも債務超過の状態がある団体につきましては応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合がありますこととしております。

3ページを御覧ください。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、あらかじめ募集要項で提示しております指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

なお、最低得点につきましては、選定基準の個別項目採点基準から「1—d. 財務の健全性」ほか2項目を除いた各項目において、「普通」と評価される点数等の合計得点92点としており、候補者の水準を確保する観点から、「4 応募団体について」の項目を除いた応募団体の得点がこの最低得点に満たない場合は、失格としております。

また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」の両項目を除いた応募団体の合計得点が、個別項目採点基準から「1—d. 財務の健全性」を除いた各項目において、「普通」と評価される点数等の合計得点である77点に満たない場合も失格としております。

4ページを御覧ください。

次に、「3 応募団体名」につきましては、青森県森林組合連合会の1者となっており、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、4ページから5ページにかけての表に記載のとおりとなっており、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は119.30点となっております。

また、「4 応募団体について」を除いた場合は114.30点、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた場合は92.15点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載し

ておりますので、御参照いただきたいと存じます。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、青森県森林組合連合会が、令和4年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところでありませ

す。以上、議案第157号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 候補者の団体についてどうこうということではなくて、そもそも論として、前回の常任委員会でも賛成できないという意見を述べましたけれども、同じく、森林博物館や歴史を展示する施設はその建物自体がテーマ、コンセプトが決まっていて、民間の経営努力というのはふさわしくないというふうに考えています。

ですから、市が管理していくべきという考えを今回も述べて、賛成できないということです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 議案第158号関係資料の青森市指定管理者選定評価委員会審査結果を御覧ください。

「1 対象施設」につきましては、青森市男女共同参画プラザ及び青森市働く女性の家であります。

次に、「2 選定方法」の「(1) 選定基準及び配点」の1ページから2ページにかけての表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく5つの項目に分類しており、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は45点、「4 応募団

体について」は5点、「5 効率性について」は30点とし、5項目の合計で160点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、教育委員会事務局から説明がありました青森市森林博物館と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきたいと存じます。

次に3ページを御覧ください。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、あらかじめ募集要項で提示しております指定管理料基準額に対し、提案されました指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

なお、最低得点につきましては、選定基準の個別項目採点基準から「1-d. 財務の健全性」ほか2項目を除いた各項目において、「普通」と評価される点数等の合計得点を89点としており、候補者の水準を確保する観点から、「4 応募団体について」の項目を除いた応募団体の得点が、この最低得点に満たない場合は失格としております。

また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」の両項目を除いた応募団体の合計得点が、個別項目採点基準から「1-d. 財務の健全性」を除いた各項目において、「普通」と評価される点数等の合計得点である74点に満たない場合も失格としております。

4ページを御覧ください。

次に、「3 応募団体名」につきましては、特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会の1者となっており、現在の指定管理者となっております。

次に、「4 審査結果」につきましては、4ページから5ページに記載しております表のとおりとなっており、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は136.28点となっております。

また、「4 応募団体について」を除いた場合の点数は131.28点、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた点数は105.50点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、選定結果であります、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会が、令和4年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところです。

以上、議案第158号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、

御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 158 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 18 号「学校給食に関する請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 請願第 18 号「学校給食に関する請願」につきまして、教育委員会の考えを御説明申し上げます。

請願第 18 号の請願事項は、小・中学校の全児童・生徒の給食費を無料にすることという内容であります。

学校給食を運営するに当たりましては、請願の趣旨にもありますとおり、学校給食法第 11 条の経費の負担の規定を基本に、義務教育諸学校の設置者である市が、施設、設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要な人件費等を負担しており、保護者の皆様には、学校給食費として給食に係る食材費のみを負担していただいております。

この給食材料費の令和 3 年度当初予算額は、小学校で約 6 億 9000 万円、中学校で約 4 億 3000 万円、合わせて約 11 億 2000 万円となっております。

また、学校給食の運営においては、この給食材料費のほか、光熱水費や施設の維持管理費、臨時調理員の人件費などに約 7 億 7000 万円を予算措置しており、歳出合計にいたしますと、約 20 億 9000 万円に及ぶものとなっております。

学校給食は、設置者と保護者との協力により円滑に実施されるべきものでありまして、本市における持続可能な財政運営を考慮すると、保護者の皆様にも適切に御負担をしていただくことが必要であることから、新たに多大な財政負担が生じる請願第 18 号の学校給食費の無料化については、考えておりません。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 今回、無料化の市民の会の皆さんのお話を聞くと、教育委

員会は今でも財政負担をしているんだというふうに説明がありましたけれども、県内でも完全無料化が 8 自治体で、一部補助が 12 自治体だということで、少しずつ子育て環境の充実の自治体が増えてきているということで、市民の会の方々は、さらなる子育て支援の充実を求めて、今回も請願を出したというふうに伺っております。

学校給食の一部補助ではなくて、完全給食無料化を求めている趣旨に私も賛同しますので、ぜひ皆様方の御賛同いただきたいと思います。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。橋本委員。

○橋本尚美委員 1つ確認させてください。

これまでも就学援助の世帯の児童・生徒、また、生活保護受給者の児童・生徒の給食代において、徴収をしないということで運営しているかと思いましたが、そのところを確認させてください。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

橋本委員の認識に間違いありません。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 市当局としても、そういった困窮世帯の配慮がなされているということと、やはり負担できる者からは負担いただくという原理原則的なところから考えますと、現在の財政状況を鑑みれば、現段階においては、現行どおりいくしかないのかなというところで、私は今回もこの請願に対しては賛同しかねるところです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第 18 号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第 18 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 18 号は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 20 号「青森市男女共同参画プラザ『カダール』へWi-Fi設備の設置を求める請願」から、請願第 22 号「青森市民ホール『リンクモア平安閣市民ホール』へWi-Fi設備の設置を求める請願」までの計 3 件に

については、関連がありますので一括議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。

まず、市民部長。

○加福理美子市民部長 請願第 20 号、青森市男女共同参画プラザ「カダール」へWi-Fi設備の設置を求める請願書について、市の考え方を御説明申し上げます。

まず、当該請願の内容であります。請願書によりますと、「青森市に緊急に求められている重要な施策の1つは、『情報発信力の基盤強化』であり」、「青森から国内外への情報発信力強化に向け」、「早期に実現を図っていただきたい施策の1つ」として、「多くの市民が集まり活動する公共施設『青森市男女共同参画プラザ（カダール）』へWi-Fi設備を設置すること」を求めらるるものであります。

本市における男女共同参画社会の形成を図る拠点施設であります青森市男女共同参画プラザ「カダール」には、貸室として、使用料を利用者から徴収するAV多機能ホール、研修室のほか、団体登録をすることにより、無料で使用することができる小会議室等があります。

カダールの有料の貸室につきましては、光回線を利用してインターネットに接続できる環境は整っており、インターネットを使用したいという要望があった際には、通信料等を御負担いただいた上で使用いただいております。

なお、無料の貸室において、インターネットを使用する場合には、利用団体がモバイルWi-Fiルーターを持ち込み、インターネットに接続し使用しております。

請願内容であります、カダールへWi-Fi設備を設置することにつきましては、全ての施設利用者がWi-Fiを利用し、これがなければ活動が成り立たないという状態であれば、必須の設備として設置を要することとなりますが、個別の団体からの御要望に対しお応えすることは、おのずと初期費用や月額使用料などの費用を要することになることから現時点で考えておりませんが、社会情勢や他都市の状況等を踏まえ、今後、必要性や費用等について調査・研究してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中村美津緒委員長 次に、教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 請願第 21 号、青森市文化会館「リンクステーションホール青森」へWi-Fi設備の設置を求める請願及び請願第 22 号、青森市民ホール「リンクモア平安閣市民ホール」へWi-Fi設備の設置を求める請願につきまして、両請願に関する教育委員会の考えをまとめて御説明申し上げます。

まず、当該請願の内容であります。請願書によりますと、「青森市に緊急

に求められている重要な施策の一つは、『情報発信力の基盤強化』であり、「青森から国内外への情報発信力強化に向け」、「早期に実現を図っていただきたい施策の一つ」として、「多くの市民が集まり活動する公共施設「青森市文化会館」及び「青森市民ホール」へW i - F i 設備を設置すること」を求めるものであります。

現在の青森市文化会館及び青森市民ホールの通信環境につきまして、青森市文化会館におきましては、2階ホワイエで青森市フリーW i - F i が、また、1階ロビーでは飲料用の自動販売機に搭載しているフリーW i - F i が利用可能となっております。

加えまして、大ホール、大会議室には光回線が整備されており、使用者は、個別に通信会社と契約することで光回線の利用が可能となっております。

他の会議室等では、各自必要に応じてモバイルW i - F i ルーター等を持ち込んで対応していると伺っております。

また、青森市民ホールにおきましても、ホールに光回線が整備されており、他の会議室等では、各自必要に応じてモバイルW i - F i ルーター等を持ち込んで対応していると伺っております。

このことから、教育委員会といたしましては、現在でも青森市文化会館及び青森市民ホールでは、使用者が必要に応じて通信を行うことは可能であること。また、設置に係る初期費用や月額使用料などの費用を要することから、現時点ではW i - F i 設備を設置することは考えておりませんが、他都市の状況を把握するなど、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。橋本委員。

○橋本尚美委員 質疑というよりも意見なんですけれども、今の御説明ですと費用、その金額の調査であったり、また、必要性なり需要の調査であったり、他都市の調査をしていくと。現段階ではこの設置を考えていないという内容でしたが、契約のイニシャルコストということにおきましては、その設備に関しては、数千円、4000円、5000円程度のものと聞き及んでおりますし、また、その契約した会社から、ポケットW i - F i ルーターを貸し出してもらえることがありますので、ランニングコストがかからないんです。利用したい団体にW i - F i のルーターを貸すということで、イメージとしては、大きな会議室とか会場ではなくて、規模としては小規模、中規模の会議室を借りる際、施設側が環境整備してくれて、ポケットW i - F i ルーターを使うことによって、このコロナ禍でもZ o o mですとか、遠隔での会議ができるとか、そういったことで行政がバックアップをしてほしいなという思いです。

事例としましては、弘前市におきましては、今年に入って 16 の市民センターで、今申したような方法で環境を整えております。ニーズも高く、好評だというふうに聞いております。そういった多額の金額じゃないので、何とか御理解いただければという思いです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はございませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私も質疑ではないんですけども賛成の立場で意見を述べたいと思います。

こちらの請願されている団体は、障害をお持ちの方などが中心となっていて、それはすごく意義のあることだと思うんです。コロナ禍で、ウェブ会議とか行われております。そして、登録された団体は無料のところを使っていますけれども、決してこういった団体の方がそれ以外の有料とか、そういうところを使っていないかっていうことではないんです。

今後、コロナがなくなっても、障害をお持ちの方は、交通手段であったり、そういうところは非常に不十分でありますので、例えばこういう施設に集まって、国内はもとより、国外の人たちとの対話、交流できる場を確保したいっていう思いもあると聞いております。

何より、社会情勢を見ながらという説明もありましたが、既に、例えば市営バスであれば、ＩＣ化がされております。本市は、国際会議観光都市に認定され、縄文遺跡とかの世界文化遺産に登録されたこともありますので、こういったことを請願どおり実施していただいて、これが結局、ユニバーサルデザイン、障害者はもとより一般の方にも使いやすい施設になると思います。

それはやはり公共施設を所管する市がやるべきだと思いますので、私は賛成です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

まず、請願第 20 号についてお諮りいたします。

請願第 20 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 20 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 20 号は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 21 号についてお諮りいたします。

請願第 21 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 21 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 21 号は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 22 号についてお諮りいたします。

請願第 22 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 22 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 22 号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○中村美津緒委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「第 80 回国民スポーツ大会について」報告を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 第 80 回国民スポーツ大会について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

第 80 回国民スポーツ大会につきましては、令和 8 年 9 月上旬から 10 月中旬の 11 日間以内の期間において、正式競技 37 競技が開催されることとなっております。

本市におきましては、県内最多となる正式競技 14 競技 19 種目が行われる予定となっております。

本市では、これら各競技会の開催に向けまして、これまで青森県や競技団

体と連携しながら各施設の整備等、順次、準備を進めているところです。

今年度の会場整備の進捗といたしましては、ビーチバレーボールの競技会場でありますサンセットビーチあさむし及びトライアスロンの特設競技会場の仮設施設の設置に係る設計をはじめ、卓球の競技会場である青森市アリーナの設計のほか、テニス及びソフトテニスの練習会場である大進建設スポーツ広場テニスコートの人工芝の全面張替工事を実施しております。

今後のスケジュールといたしましては、令和3年度内に市や競技団体のほか、各種団体等の参画によりまして、(仮称)第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会を設置いたしまして、広報、市民運動、ボランティア、宿泊、輸送など大会開催に必要な準備を各団体と連携して進めることとしております。

令和5年度には、本県での大会開催と会期が正式に決定され、その後、令和7年度のリハーサル大会を経て、令和8年度に本大会が開催されることとなっております。

今後におきましても、青森県や競技団体等と連携を図りながら、第80回国民スポーツ大会の開催に向けた準備を着実に進めて参りたいと考えております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年青森市中央卸売市場等初せり式の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和4年青森市中央卸売市場等初せり式の開催について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

青森市中央卸売市場及び同公設地方卸売市場では、毎年、その年の活発な取引と、市民の皆様への安全かつ新鮮な生鮮食料品等の安定供給、さらには市場関係者の発展を祈願するため、初せり式を行っております。

令和4年は、1月5日水曜日に行うこととしており、水産物部におきましては午前5時から中央卸売市場棟水産卸売場において、青果部におきましては午前6時15分から中央卸売市場棟青果卸売場において、花き部におきましては午前9時45分から公設地方卸売市場棟花き卸売場において行うこととしております。

また、初せり式には、市議会議長をはじめとする御来賓のほか、市場関係者の皆様に御参集いただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、年初めのお忙しい時期ではございますが、

市場の活性化を共に祈願していただきたく、初せり式に御参加くださいますよう御案内申し上げます。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度・令和3年度青森市成人式について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和2年度・令和3年度青森市成人式について御報告申し上げます。

委員の皆様には、本年10月下旬に御案内を差し上げておりましたが、改めまして、本年12月に開催いたします令和2年度成人式及び来年1月に開催いたします令和3年度成人式の実施概要について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、開催日時、対象者及びテーマについてであります。延期となっております令和2年度の成人式につきましては、令和3年12月26日日曜日の午前11時から開催いたします。

対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、テーマは、「CHANGE！～新しい成人様式～」とし、変化を恐れず新しい風を社会に吹き込み、困難な時代にも挑戦する気持ちを持つ大人になってほしいとの願いが込められております。

また、令和3年度の成人式につきましては、来年1月9日日曜日の午前11時から開催いたします。

対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、テーマは、「臥竜鳳雛」とし、期待される新成人としてこれからの将来で力を発揮していきたいとの思いが込められております。

次に、式典会場についてであります。令和2年度、令和3年度共に、市内20か所の会場での分散開催としており、青森地区の中学校出身の方につきましては、各出身中学校での開催、浪岡地区の中学校出身の方につきましては、青森市中世の館での開催、青森市立中学校出身以外の方などにつきましては、アウガ5階、男女共同参画プラザAV多機能ホールでの開催となっております。

次に、式典の主催及び企画・運営についてであります。主催は青森市成人式実行委員会、青森市及び青森市教育委員会であり、式典等は会場ごとに新成人を中心とした成人式実行委員会を組織し、様々な工夫を凝らしながら企画・運営を行うこととしております。

最後に、式典等の開催内容についてであります。別添の開催内容のとおり、式典につきましては、各会場共通の基本的な内容といたしまして、オープニングビデオから始まり、開会の言葉、市長からの言葉、新成人の言葉、最後に閉会の言葉で締めくくる運びとなっております。

また、アトラクションにつきましては、当時の先生方からのメッセージや記念写真撮影のほか、会場ごとに、実行委員会が企画した催物が準備されております。

式典に御出席いただけます委員の皆様におかれましては、年末年始のお忙しい時期ではありますが、コロナ禍という近年まれに見る厳しい社会情勢の中で、困難に立ち向かっていこうとする新成人の門出を祝福していただければ幸いに存じます。

以上です。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆さんから御意見等はございませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとお尋ねしますけれども、テレビを見ていましたら日本大学の不祥事に関して、国が日本大学に対して私学助成金の交付を取りやめるというニュースが流れていました。それだけ、補助金、助成金を交付する相手先には、コンプライアンス、法令遵守が求められているのだと思いますけれども、青森市において、教育委員会や市の助成金及び補助金の交付先で不祥事があった場合、どういう対応をとられるのか、その考えを教育長、まずお知らせください。

○中村美津緒委員長 教育長。

○成田一二三教育長 一般論で申し上げれば、個々の補助金ごとにそれぞれ要綱が定められておりますので、国の補助や県の補助などを財源として活用した場合には、それぞれの定めも適用されることとなります。それらを踏まえ、対応することになるかと思っております。

以上です。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そこは分かるんですけども、例えば、その団体とかでコンプライアンスに反する行為とかがあった場合、どういう対応をとられるのか、もう一度お知らせください。

○中村美津緒委員長 教育長。

○成田一二三教育長 青森市の補助金等の交付に関する規則というのがありますので、その第15条に、市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは補助金等交付の決定の全部または一部を取り消すことがあるとなっております。例えば、補助金等交付の決定の内容、またはこれに付した条件に違反したときなど6つくらい規定されております。そして、第16条には、市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものというふうになっておりますので、これに従って個別に対応することになるかと思えます。

委員がおっしゃっている不祥事ということですが、補助金の流れを把握した上で、それが不適切であるということであれば、取消しまたは返還を命ずるということかと考えております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。教育委員会のほうにお尋ねしたので、市長部局にもお尋ねしたいと思うんですけども、本委員会の筆頭部長である市民部長から、要するに、補助金の規定に違反しているのであれば当然だと思うんですけども、そうじゃなくて、団体が法令違反、あるいはコンプライアンス——同じ意味かもしれませんが、遵守しなかった、していないという事例が発覚した場合にどうなるのかお知らせください。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 今回の奈良岡委員の御質問につきまして、補助金の制度設計については、補助金の趣旨に従って交付されているかどうか。そういう事態になった場合は、報告を受けまして、まず調査する必要があるかと思えます。その調査の結果に応じて個別に判断するということになるかと思えます。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 最後にしますけれども、そういう事案が出てきた場合は、市で調査するということよろしいでしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 こちらといたしましては、補助金を交付している団体がどういうふうな事例だったのか報告を受けまして、調査する必要があるかと思えます。その内容に即して、補助金を交付すべきなのか、それとも取消しすべきなのかというのは、その事例に関して判断したいと思っております。

○奈良岡隆委員 終わります。

○中村美津緒委員長 ほかに皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。
これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)